令和８年 11 月
航行安全課航行指導室

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正について

１．背景

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項の規定により、船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、「港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号」（平成二十二年四月一日海上保安庁告示第九十四号）で定める記号（以下「港則法ＡＩＳコード」という。）を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならないとしている。

港則法ＡＩＳコードはＮＡＣＣＳ用国連ＬＯコードを基準に定めている。ＮＡＣＣＳ用国連ＬＯコードは、国連ＬＯコード（貨物の移動のために地名に付与される、国を示す英字２桁と３桁の英数字で構成された国際コード）を基準としつつもＮＡＣＣＳ（船舶及び航空機並びに輸出入される貨物について、行政手続き及び民間業務をオンラインで処理するシステム）の仕様上、港と空港を異なるコードにより区別する必要があることから、一部のコードについて独自のコードを定めている。

今般、民間事業者からの指摘により、宮崎県油津港の港則法ＡＩＳコードとＮＡＣＣＳ用国連ＬＯコードに差異があることが判明したため、所要の改正を行う。

２．改正の概要

宮崎県油津港を示すコードを「ＪＰ　ＮＩＣ」から「ＪＰ　ＡＢＵ」へ変更する。

３．今後のスケジュール

公布：令和９年２月１日
施行：令和９年３月１日